

肥料価格高騰対策のごあんない

～肥料価格高騰に直面する農家の皆様を支援します～

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の肥料費を支援します。



支援の対象となる肥料

- 1 令和4年11月から令和5年5月に注文・購入し、令和5年の春肥として使用する肥料
- 2 令和4年6月から10月に注文・購入し、令和4年の秋肥として使用した肥料（ただし、令和4年度中に本事業に申請していない方のみ対象となります。）

支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、その7割を支援金として交付します。

支援金

$$= \left[\text{当年の肥料費} - \left(\frac{\text{当年の肥料費}}{\text{高騰率}} \div \text{使用量低減率} \right) \right] \times 0.7$$

（春肥分） [1.4] [0.9]

◆春肥・秋肥とも共通

例えば、対象となる春肥の肥料費が100万円だった場合、
春肥支援金 = (100万円 - (100万円 ÷ 1.4 ÷ 0.9)) × 0.7 = 約14万円

申請方法

農協や肥料販売店などが取組実施者となり、参加農業者をとりまとめてグループ申請していただきますので、**日ごろ取引のある農協や肥料販売店等へ参加申込みしてください。** ※農協や肥料販売店以外での申請方法は、青森県農業再生協議会事務局へご相談ください。

申請に必要なもの

次の書類があれば申請できます。

- 1 本年春肥の購入価格がわかるもの（**注文票及び領収書又は請求書**）
昨年秋肥分も申請する方は本年春肥と別々に申請してください。
- 2 **化学肥料低減**に向けた取組を**2つ以上**実施すること
（次のページの「化学肥料低減計画書」で申告していただきます。）
- 3 **販売農家**であることが分かる資料（農産物の販売伝票など）

裏面参照



農業者の皆様に記入いただくもの



参考様式第1-3号

記載例

化学肥料低減計画書

秋用肥料	春用肥料	年間
	○	

注: 該当欄に○

氏名(法人・組織名) 八甲田 三太
 住所 青森市新町〇〇
 電話番号 017-***-++++

作付概要

作物名	作付面積(ha)
水稻	10
にんにく	1.5
その他	3
計	14.5

- 単位はha
- 面積の大きい作物から記載
- 具体的な作物名を記入

1. 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付してください。
2. 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計	○	◎
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用	○	○
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用(水稻の稲わらすき込み)		

- 化学肥料の低減につながるア～ソの取組メニューの中から、令和4年度又は5年度に取り組む技術を2つ選択し「○」を記入してください。
- なお、既に取り組んでいる技術も選択できますが、その場合、1つ以上は、新しい取組または従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含む必要があります。また、前年度までの取組にも「○」を記入します。
- 例示では「ア 土壌診断による施肥設計」「エ 堆肥の利用」を選択し、このうちアの取組を従来よりも取組強化するケースです。(診断件数を増やすなど)

私は、添付した領収書(請求書)等記載の肥料(肥料費)について以下のとおり、確約します。



令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。

※チェック欄にチェックした上で署名してください。

氏名(自署)

八甲田 三太 (株)〇〇 代表取締役 氏名

法人の場合は

(注) 当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。
 なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。

取組メニューの具体例は次ページをご覧ください

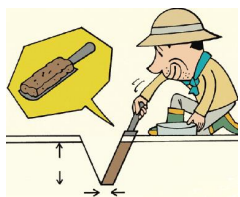


青森県産

化学肥料低減計画の取組メニューの一例

1 土壌診断による施肥設計

①土の採取



畑の5カ所程度から深さ15cm程度の土を採取

②分析依頼

農協・JA全農あおもり
土壌分析センター

土壌分析施設のある
市町村

民間の分析機関等

③処方箋を参考に肥料を使用

土壌中に利用可能なりん酸やカリが一定以上ある場合は、肥料の量を減らしたり、その成分が少ない肥料に変えることで、肥料コストの削減ができます。

2 堆肥の利用

- ① 堆肥は、土の硬さや排水性の改善のほか、微生物を増やすなど、いろいろな効果があります。
- ② 堆肥には利用可能な窒素、りん酸、カリが含まれており、その成分量や肥効率を考慮することで、化学肥料の使用量を減らすことができます。
- ③ ただし、堆肥はもとになる材料（牛ふん、豚ふん、鶏ふん）や堆肥化施設、堆積期間などで成分が異なるため、個々の堆肥の成分を確認して利用しましょう。

堆肥の肥効率の目安

堆肥	窒素	リン酸	カリ
牛ふん	20%	70%	80%
豚ふん	40%		
鶏ふん	60%		

●堆肥の肥料成分の計算例 (豚ふんの場合)

豚ふん堆肥の成分

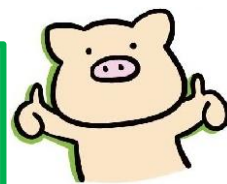
窒素	3.2%
りん酸	6.7%
カリ	2.9%
水分	40%

堆肥1トンに含まれる成分量

窒素	19.2kg
りん酸	40.2kg
カリ	17.4kg

肥効率を加味した肥料成分量

窒素	8kg
りん酸	28kg
カリ	14kg



3 有機質肥料の利用

有機質肥料や混合堆肥複合肥料などの使用により、土づくりと施肥の作業を同時に行うことができるほか、化学肥料の低減に利用できます。

普通肥料
(化学肥料)

特殊肥料
(堆肥・土改材)

混合・加工
(加熱・乾燥・
造粒加工など)

混合堆肥
複合肥料

混合堆肥複合肥料



機械散布

4 緑肥作物の利用

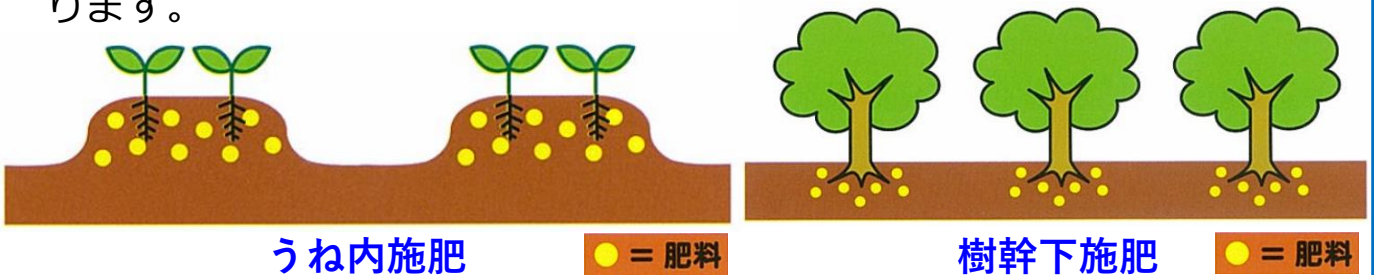
主要な緑肥の種類と効果は以下のとおりです。

	有機物の補給	硬度改善	透水性改善	窒素の供給	カリの供給
エンバク	◎	○		○	◎
ライムギ	○	○		○	◎
ソルガム	◎	○	○	○	◎
ヘアリーベッチ	△		○	◎	○
クリムゾンクローバ	△		○	◎	○

◎：効果が高い ○：効果がある △：効果が小さい [R3.4月農研機構資料]

5 局所施肥の利用

- ① 作物の根が養分を吸収しやすい部分に、集中的に肥料を施用する方法です。
- ② 全面に肥料を施用するより使用する量を減らすことができます。
- ③ 下の例のほか、「側条施肥」、「溝施肥」、「かん注施肥」などがあります。



6 稲わらすき込み

- ① 水稻の稲わらのすき込みにより、カリ肥料を25%程度減らすことができます。
- ② 青森県では、稲わらすき込みが国の「肥料価格高騰対策事業」の地域特認技術として認められています。

稲わらは燃やさず、すき込みをしたり、堆肥や飼料、敷料として利用するなど、有効に利用しましょう。



稲わらすき込みは秋に！

土壌診断により適正施肥に努めるほか、堆肥・緑肥の利用や肥料の施肥方法の見直しなどにより、肥料代を節約して、安定した農業経営につなげましょう！

スケジュール（予定）

区分	申請受付期間 〔 取組実施者から 青森県農業再生協議会 〕	支援金の支払い時期（予定） 〔 青森県農業再生協議会 から取組実施者 〕
秋肥（未申請分）	令和5年4月1日～4月30日	令和5年6月下旬以降
春肥	1回目	令和5年5月1日～5月31日
	2回目	令和5年6月1日～7月31日
		令和5年9月下旬以降
		令和5年12月下旬以降

※農業者から取組実施者への期限は、JA・肥料販売店等へお問合せください。
 ※上記は目安であり、支払い時期は異なる場合があります。

Q & A



農業者が申し込みたい場合は、どこに相談して、どこに書類を提出すれば良いの？

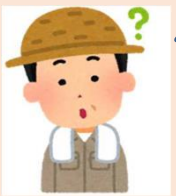
まずは、日ごろお付き合いある農協や肥料販売店などにご相談の上、書類を提出してください。



いつまでに書類を持っていけば良いの？

農協や肥料販売店などが皆さんの書類を整理する期間を考慮する必要があるため、農協や肥料販売店に問い合わせください。

その後、農協や肥料販売店などが青森県農業再生協議会に書類を提出します。



農協と肥料販売店の両方から肥料を購入している場合は、どこに書類を持っていけば良いの？

重複申請を避けるため、可能な限り、どちらか一か所にまとめて提出してください。

まとめることができない場合は、各提出先に、別の取組実施者（農協や肥料販売店）にも申請している旨をお伝えください



支援金の対象になるのはどんな肥料なの？

法律に基づき登録・届出された肥料が対象となり、化学肥料だけではなく、堆肥等も含まれます。

農業者や取組実施者で支援の対象となる肥料かどうか必ず確認して申請してください。





法律に基づき登録・届出された肥料かどうか、誰が確認するの？

取組実施者となる農協や肥料販売店に確認していただきます。**肥料によっては、肥料メーカーや特殊肥料の届出をしている都道府県への確認が必要です。**



青森県 決め手は 青森県産。



農家が申請するにはどんな書類が必要なの？

以下の3つの書類をご用意ください。

- ① **化学肥料低減計画書**（参考様式第1 - 3号）
- ② 対象期間中に注文した肥料の購入価格がわかるもの（**注文票※1と領収書または請求書※2**）

※1 店頭等で購入し、注文票がない場合は、領収書のみで構いません

※2 領収書等には肥料銘柄、単価、数量、金額の記載が必要です

- ③ **販売農家であることが分かる書類**（農産物の販売伝票など）



青森県 決め手は 青森県産。



化学肥料低減計画のメニューはいくつ取り組めば良いの？

化学肥料の低減につながる記載例のア～ソの取組メニューの中から、**2つ以上**選択して、「○」又は「◎」を記入してください。できるだけ自分が取り組みやすいものを選ぶことをお勧めします。



青森県 決め手は 青森県産。

申請書類の提出先

- 農業者の方
肥料を購入した農協や肥料販売店など
- 取組実施者の方
〒030-0861 青森市長島2-10-4 ヤマウビル1階101号室
青森県農業再生協議会 肥料価格高騰対策事業事務センター
TEL:017-762-7524 FAX:017-762-7625 メール:hiryo_kakaku@pref.aomori.lg.jp

問い合わせ先

- 〒030-8570 青森市長島1-1-1
青森県農林水産部食の安全・安心推進課（青森県農業再生協議会事務局）
TEL:017-734-9352 FAX:017-734-8086 メール:hiryo_kakaku@pref.aomori.lg.jp
又は
各地域県民局地域農林水産部農業普及振興室
- 東青 TEL:017-734-9961 ○中南 TEL:0172-33-2903
 - 三八 TEL:0178-23-3794 ○西北 TEL:0173-35-5727
 - 上北 TEL:0176-23-4281 ○下北 TEL:0175-22-2685



県庁HPも
ご覧ください